

制限付一般競争入札（物品の調達等）の公告における基本事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日現在で、新発田市物品の調達等入札参加資格審査規程（平成19年新発田市告示第27号）で定める入札参加資格を有している者であること。
- (3) 入札参加申請を行った日から入札執行日まで、新発田市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の資格審査を経て有資格業者と認定された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。
- (5) 入札に参加しようとする他の者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（新発田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ウ 暴力団員であると認められる者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
 - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

2 入札参加申請に必要なもの

- (1) 「一般競争入札参加申請書（物品の調達等）（別記第1号様式）」及びその写し各1部を別紙個別公告記載の申請書提出期限までに新発田市役所本庁舎6階契約検査課まで持参願います（FAX・メール等不可）。
 - ※入札参加者の住所が新潟県外の方は郵送による申請書の提出を可とします。その場合は提出先に到着したことを証明できる配達証明等をお奨めします。
 - ※写しに受領印を押印してお返ししますので、確認のため入札当日に持参願います。
 - ※上記申請書は、すでに提出いただいている「物品の調達等入札参加資格審査申請書」（第1号様式）とは異なり、入札ごとに提出していただく申請書ですのでご注意ください。

3 入札に関する事項

- (1) 入札参加に必要な資格を有しない者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- (2) 入札執行時点において、上記1及び別紙「制限付一般競争入札の実施について（公告）」の「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる入札参加資格要件を失った場合は入札に参加できません。
- (3) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。ただし、落札候補者を審査した結果失格となった場合は、次順位の者を新たな落札候補者とします（順次適用）。
- (4) 再度入札は1回までとし、初度の入札で無効となった者は再度入札に参加できないこととします。
- (5) 予定価格の10分の1以下で行った入札については、全て表示の錯誤（桁違い）とみなし、無効とします。

4 申請書の提出先・お問い合わせ先

〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市契約検査課物品契約係（新発田市役所本庁舎6階）
電話番号：0254-28-9600（直通）メールアドレス：keiyaku7@city.shibata.lg.jp

※セキュリティの都合上、アドレスの表記を変えています。メールを送信する際は、「アットマーク」を「@」に置き換えてください。